

コンビニで市税の納付ができるようになります

— 本年4月からスタート —

本年4月からコンビニエンスストア（以下コンビニ）で市税などの納付が可能となります。曜日や時間を気にすることなく、365日・24時間全国の主なコンビニで納付することができますので、ぜひご利用ください。

●問い合わせ 税務課収納対策室 ☎53-3361



◆コンビニで納付できる市税

- 市県民税（普通徴収）
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料

◆利用できるコンビニ

- セブン-イレブン ○ローソン
 - セーブオン ○ファミリーマート
 - サークルK ○デイリーヤマザキ
 - ヤマザキデイリーストア など
- ※納付書の裏面に全て掲載しています
※支払い手数料はかかりません

◆納付書が変わります

コンビニ対応のバーコードが印刷された納付書に変更となります。また、納付書が納期ごとに1枚ずつの単票になります。納付の際は、記載されている納期や納期限をよく確かめてから納付してください。

◆コンビニで取り扱いできない納付書

次の納付書は、コンビニで取り扱うことができませんので、納付書裏面に記載されている金融機関または市役所の窓口で納付してください。

- 納期限を過ぎたもの
- 金額に訂正のあるもの
- バーコードが印字されていないもの
- 破損、汚損などによりバーコードが読み取れないもの
- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- 平成29年3月31日以前に発行されたもの

コンビニ納付よりも、
さらに便利な口座振替のご利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に口座から自動的に振り替えられるので、納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなり大変便利です。

ぜひ、口座振替をご利用ください。

納期限を過ぎるとコンビニで納付できなくなります。

